

急傾斜地崩壊危険区域での一定の行為には許可が必要です！

急傾斜地崩壊危険区域とは

急傾斜地崩壊危険区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、

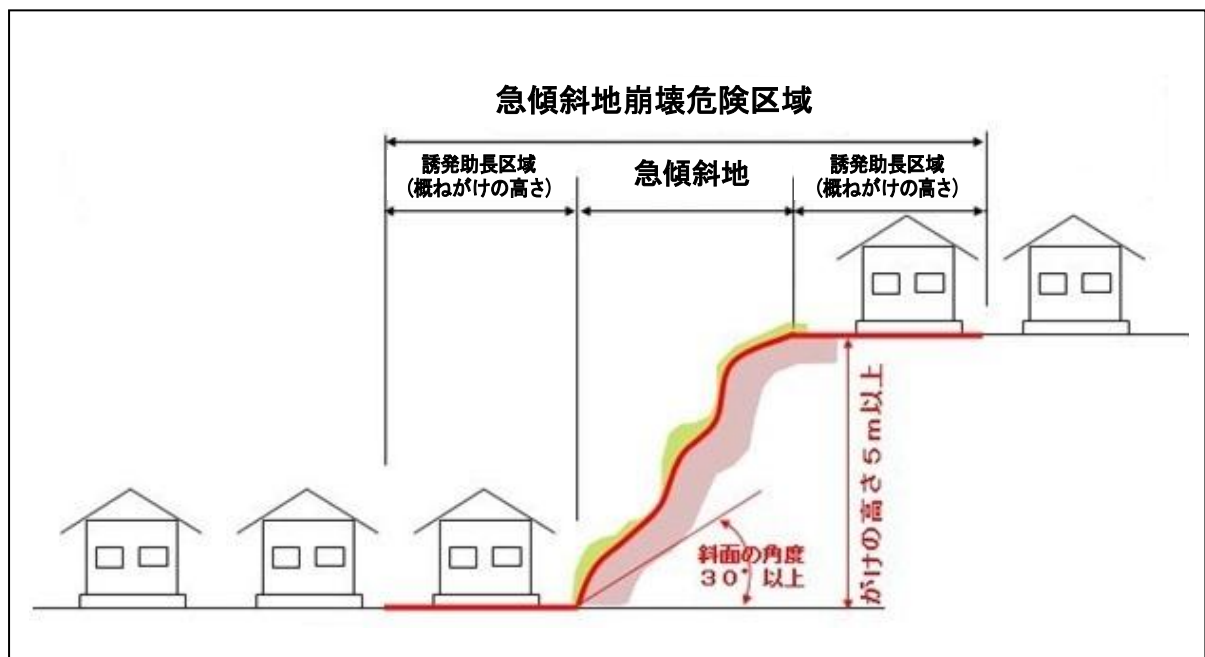
- ① 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの
- ② これに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある土地の区域で、
県知事が指定した区域のことをいいます。

(指定基準)

急傾斜地（傾斜度が 30° 以上）の高さが 5m 以上のもので、かつ、急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上であるもの又は 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

(指定箇所)

当事務所管内の指定箇所は、 16 箇所（平成 27 年 4 月 1 日現在）あります。



急傾斜地崩壊危険区域内で、次のような行為をしようとする場合、県知事の許可が必要です。

- ・ 水を放流又は停滞させる行為等
- ・ ため池、用水路等の工作物の設置又は改造
- ・ のり切、切土、掘さく又は盛土
- ・ 木竹の滑下等による搬出
- ・ 立木竹の伐採（日常の管理の枝おろし、間伐は除く。）
- ・ 土石の採取又は集積等
- ・ その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

許可申請手続については、次のところまでお問い合わせください。

神奈川県西土木事務所 計画建築部 許認可指導課

住所：〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2

電話：(0465) 83-5111 (代)